

大蔵委員會議録 第八号

昭和三十一年十二月四日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君
理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君
理事小山 長規君 理事高見 三郎君
理事藤枝 泉介君 理事石村 英雄君
理事春日 一幸君
奥村文十郎君 加藤 高藏君
吉川 久衛君 杉浦 武雄君
竹内 俊吉君 内藤 友明君
中山 榮一君 古川 丈吉君
保利 茂君 坊 秀男君
前田房之助君 山本 勝市君
有馬 輝武君 井上 良二君
石山 權作君 木原津與志君
田万 廣文君 平岡忠次郎君
横鏡 重吉君 横路 節雄君
横山 利秋君 石野 久男君

出席政府委員

大蔵事務官 (主計局長) 宮川新一郎君
食糧庁長官 小倉 武一君
委員外の出席者
大蔵事務官 (主計局次長) 中尾 博之君
計局法規課長 和田 正明君
農林事務官 (農林経済局長) 和田 正明君
農林事務官 (農地管理部長) 立川 宗保君
日本専売公社理事 (塩務部長) 三井 武夫君
日本専売公社名古屋地方局 津山不二男君
塩務部長 多賀谷松雄君
参考人(農林中央金庫理事) 多賀谷松雄君

専門員 椎木 文也君

十二月三日

委員岡崎英城君及び小西寅松君辭任につき、その補欠として生田宏一君及び福田篤泰君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員福田篤泰君辭任につき、その補欠として小西寅松君が議長の指名で委員に選任された。

十二月三日

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第二号)(參議院送付)十一月三十日
閉幕、將棋具に対する物品税軽減に関する請願(黒金泰美君紹介)(第三一八号)

積雪寒冷地帯の課税適正化に関する請願(渡邊良夫君紹介)(第三一九号)
青色申告制度の運営改善に関する請願(森三樹二君紹介)(第三二〇号)

零細企業者に対する融資の請願(森三樹二君紹介)(第三二二一号)
質屋の利子引下げ等に関する請願(森三樹二君紹介)(第三二二二号)
農業課税に関する請願(田中武夫君紹介)(第三二三三号)

機械濾和紙に物品税課税反対の請願(勝間田清一君紹介)(第三二四号)
揮発油税の使途に関する請願(森三樹二君紹介)(第三二五号)

十二月三日

機械濾和紙に物品税課税反対の請願(小笠公昭君紹介)(第四一三三号)
揮発油税率引上げ反対に関する請願外一件(五島虎雄君紹介)(第四一四号)
国立たばこ試験場設置に関する請願(松井政吉君紹介)(第四三九号)
国民金融公庫資金増額に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四六七号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
参考人の出席要求に関する件
在外仏貨公債の処理に関する法律案(内閣提出第二号)
昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律案(内閣提出第二号)
国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第二号)(參議院送付)
専売事業に関する件
昭和三十一年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(石村英雄君外十二名提出、衆法第五号)

○松原委員長 これより會議を開きます。

この際お諮りいたします。横路委員より、昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律案に關連して、開拓者融資について農林中央金庫の理事長の出席を求めて意見を聴取したいとの要求がありま

すので、本日の委員会に参考人として出席を求めたいと存じますが、これに御異議ありませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○松原委員長 この際御報告いたします。當委員会において予備審査中の国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件につきま

して、昨三日參議院において可決され、同日本院に送付されて、當委員会に本付託となりましたから御報告しておきます。

○松原委員長 次に去る十一月二十九日、當委員会に審査を付託されました石村英雄君外十二名提出にかゝる昭和三十一年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案を議題として審査に入ります。まず提案者より提案理由の説明を聴取いたします。横山利秋君。

昭和三十一年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案
昭和三十一年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案
昭和三十一年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案

1 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)第一条第一項の規定に該当する個人が昭和三十一年十二月一日から同月三十一日までの間に同法の施行地において給与の支

払をなす者(當該個人が同法第三十九條第一項又は第二項の規定により昭和三十一年中に支払を受ける給与につき提出した申告書の經由先たる給与の支払者をいう。以下同じ)から支払を受ける昭和三十一年の年末賞与及び年末賞与の性質を有する給与(以下これを「年末の賞与」と總稱する。)の金額の合計額が五千円以上ある場合においては、当該年末の賞与については、五千円を限り、所得税を課さない。

2 前項に規定する個人が支払を受ける年末の賞与の金額の合計額が五千円に満たない場合においては、その年末の賞与につき所得税を課さないはか、當該個人が昭和三十一年十二月一日から同月三十一日までの間に所得税法の施行地において給与の支払をなす者から支払を受ける昭和三十一年の俸給(歳費を含む。)給料及び賃金並びにこれらの性質を有する給与(以下これを「俸給」等と總稱する。)についても、五千円と当該年末の賞与の金額の合計額との差額(當該俸給等の金額が当該差額に満たないときは当該俸給等の金額)に相当する金額を限り、所得税を課さない。前項に規定する個人につき年末の賞与がない場合においては、當該個人の俸給等について、五千円(當該俸給等の金額が五千円に満たないときは当該俸給

等(金額)を限り、また同様とする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年十二月一日以後す

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約六十五億円である。

○横山委員 たいだいま議題となりまし

わが国の家庭生活の習慣は、冬季におきましては各種経費のかさむ事情にあり、特に年末、年始にはこの点著しいのでありまして、これを考慮され年末手当が支給されておりますが、いろいろの事情から十分な金額が支給されておられません。他方従来勤労者の税負担率が重いという声はまたに満ちあふれ、その軽減の必要あることは今さら申すまでもないことと存じます。

そのため、全日本の給与所得者は声を大にしまして、年末手当の実質的向上を叫び続けて参りました。すでに今日まで数回にわたってこの種法案が提案されて参りましたが、種々の事情によりまして今日まで保留されて参りました。従って今回は、各方面の期待はきわめて強いものでございまして、各位にこの点について深甚なる考慮をわずらわしたく提案をしますのでござい

ます。

この法律の目的は、年末賞与ないし

賃金等の給与所得のうち、せめて五千円までは免税にして、これらの人々の生活を幾らかでも潤したいというものでございまして、この法律案により推算される減収額は、おおむね六十五億円程度と存じます。この程度の措置は、政府において何らかの措置を講じ得られるものと存じます。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。本法律案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○松原委員長 次に、在外外貨公債の処理に関する法律案、昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律案及び国有財産法第三十二条第二項の規定に基づき、国会の議決を求むる件の三案を一括議題として質疑を続行いたします。石村君。

○石村委員 今までのいろいろな質問してきたのでありますが、おもに法律論で、不可抗力による場合に利子を取るのが適当か適当でないかという点でございまして、それでは一つ具体的に第二案について、政府の考え方を尋ねたいと思ひます。この第二案の冒頭に「政令で定める地域内に住所を有する米穀の生産者」とありますが、その政令で定める地域というのは、おそらく災害程度のことを問題にしているのではないかと思ひますが、どの程度の災害について、この政令に定められる地域になるのでございませうか、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○小倉政府委員 地域指定の場合の災害の程度でございしますが、これは平年作の三割以上ということが目安であります。ただこの三割以上といひます場合には、単位は大体町村ないし旧町村を考へておりますが、一応目安といひましては、郡単位に二割の減収、そのうち三割以下の減収の町村ということ考へております。なお指定をいたしました郡に隣接している町村につきま

しては、二割の減収の郡に属さないでも、同じ条件でございすれば、すなわち三割以上の減収でありますれば、それも指定をするつもりであります。

○石村委員 ちよつと聞き漏らしたのですが、最後の属さないというのはどういうことですか。

○小倉政府委員 農林省といひましたのは、郡単位でございすれば、ほぼ減収の程度がわかるのでございまして、二割というところで郡を指定いたします。その中で三割以上の減収の町村を指定するわけでありまして、ところが郡単位では二割に達しない、しかしながら二割以上の減収の郡と同じ隣接の地帯になつてゐる、こういうところもあるかと存じますので、そういうところにつきましては、郡単位で二割以上の減収でなくとも、町村として三割以上の減収でありますれば指定する、こういうつもりであります。

○石村委員 そうしますと、一応郡単位で二割以上のところ、こうきめるのだが、しかし二割以上にならなくても、隣の郡が二割以上であつて、そのうちその当該郡は二割以上にならないが、そこに隣接して三割以上の町村があれば、その町村も指定の対象になる、こういう意味なんですか。

○小倉政府委員 その通りであります。

○石村委員 もし隣接していないときはどうなるのですか。

○小倉政府委員 隣接していないときは、指定をいたしません。

○石村委員 指定をいたさないのですか。

○小倉政府委員 いたさないものであります。

○石村委員 災害が起つてから、隣の間係でいいことになったり、悪くなつたりするのはどう理由ですか。

○小倉政府委員 指定の単位をどうするかという点については、これは御議論のように、農家単位で考へる場合、町村単位で考へる場合、あるいはもっと広い単位で考へる場合といひろございしますが、個々の農家といひろとで着目するといひことは、なかなかむずかしいございまして、また大きな地域の中で、個々の部落なり、個々の農家といひることについて非常な災害がございしても、これはその地方なり地方公共団体で適宜な処置も可能でございまして、やはり相当地域的な広がりをもつて災害が起つた、こういう場合措置をすることが相当ではないか、こう存じますので、そういう趣旨で、災害地が相当の地域に広がつておるといふことをどう現わすか、こういう工合に考へまして、それを先ほど申しましたように、郡といふことを一つの基準と考へたわけでありまして、それを細目に申し上げますと、先ほどのようになるわけでありまして、

○石村委員 非常に不公平が起るが、それもしやがないという御説明かと思ひますが、郡を基準に考へる。市

はまた市として考へられるわけなんですか。市と郡は別になるのですか。

○小倉政府委員 大きな市は、これは郡に準じて考へたい、こう存じております。

○石村委員 小さな市はどうなるのですか。大きな市と小さな市といふことはどこで区別できるのですか。ただあなたの方で、大きいと見たというだけなのですか。市の大小なんというものは、どういふところでやられるわけですか。

○小倉政府委員 従来の市は、大体郡の区域の外でございまして、ところが新しい市になりますと、郡の区域内に入つてゐる行政をやつておるところもございまして、一律にはいきか

ねるかと思ひますが、従来の觀念で郡に入つておる、こう見られる市につきましては、新しく市になつた分も郡の中に区画がきまつておるといふ市に準じて考へる、これは独立して郡に準じて考へる、こういうことであります。

○石村委員 準じてという意味は、結局市は市でやはり三割以上なら適用する、こういうことなんですか。それとも三割以上でも適用しない市があるのですか。

○小倉政府委員 三割以上でございすれば、もちろん適用になるわけでございます。

○石村委員 だから郡単位という御説明ですが、市及び郡単位、こう理解していいわけですね。そうして新市域の場合に、その新しく合併せられた旧町村は郡の方へくつつけても考へる、こういう趣旨だ、こう理解してよろし

うございますか。

○小倉政府委員 大体さようなつもりでございます。

○石村委員 今度は次の政令ですが、三十一年度の冷害及びその他で政令で定める災害、こうあるのですが、これはどういう災害を考えているのですか。

○小倉政府委員 本年の冷害、それから台風九号、十二号、十五号、それから旱魃、こういうものでございます。

○石村委員 そうなりますと、今の二割、三割は相当問題になってくると思ひます。これは九号や十二号の台風は、もちろん災害として政令の中に入られてもわなければならない災害ですが、九号、十二号の災害、特に山口県の災害の実情を申し上げますと、普通台風風の災害ならば雨を伴って、そうして海岸堤防も河川の堤防も決壊させ、大きな被害を受ける、こういうことなんですか、今度の九号、十二号は、山口県においては雨を伴わなかった。従って潮風の被害を受けた。雨が降れば、その潮を洗い流して、比較的そういう潮風の災害というものは、雨によって打ち消されたわけなんです、今度は雨が降らないために、潮風によって潮をかぶって被害を受けた。その結果海岸地帯が非常な災害を受けた。ところが市でも郡でも、海岸だけばかりでなくて、おるわけではなくて、奥の方もくっついておる。そうすると、奥の方は潮風の関係は比較的少ない。ずっと海岸に沿ったところが細長く被害を受けて全滅しておる。ところが奥を含めると三割にはならないというところが、海岸地帯には非常に多いのじゃないか。山の奥まで含めれば三割にならない

い。海岸をずっととっていけば、三割どころかもう全滅だ、それが長い距離にわたって被害を受けているというときに、こういう地域指定でそうしたところが救われますか。それはやむを得ない。救われぬでもしょうがない、こういうお考えなのか、そういう救済策としてこういう法律をお考えになれば、もちろん完全にはいかんと思うのですが、地域を大字別に見るとか、なにかいうことも立法の配慮の中に入れないか、こう思うのですが、やはり郡単位あるいは市単位、そういう大きな単位での三割以上というお考えは、特例なしに適用されるわけなんですか。

○小倉政府委員 これは実際問題として、お話しのようないろいろな問題があるかと思ひます。従ひまして私どもといたしまして、今のお話のようにな市全体、あるいは町村全体としてではなくて、海岸地帯でありまうとか、あるいは山沿いの地帯が特にやられた、こういう場合に、それを無理に排除するといふつもりではございませんで、むしろ相当の広がりを持つておる限りはできる限り入れる、こういうつもりで処理をしたいと思ひます。そういうつもりでございまして、町村単位の三割というところも、いわゆる合併の新町村ではなくて、合併促進による合併前の旧町村単位で三割を考へておるといふことでございまして、お話のようないふふに考へておる次第であります。

○石村委員 旧市町村でいけば、山口県の例を申しましたが、瀬戸内海の沿岸は幅は広くはないが、ずっと狭く長い距離で災害を受けているわけなんです。決して小さな区域の災害とは常識上言えない災害だと思ひます。それが大体旧市、あるいは郡で見れば、あの山口県の瀬戸内海沿岸の潮害に対する措置は十分に行われておる、これは減収が幾らあるか存じませんが、食糧庁の方ではわかっていると思うのですが、それで適用地域に入るというお見込みなんですか。

○小倉政府委員 お話しのように、山口県だけではございせんが、山口県等につきまして、ただいまわれわれの手元にある材料で当りましたところ、問題のところは入る、こういう見当をつけております。もともと、これは詳細な資料というものはなお今後に待たなければならぬと思ひますけれども、今のところの資料によつてやりますと、いろいろのお話を承わつておる、問題のあるような地域は大体カバーでき、こういうことで先ほど申しましたような基準も実は作った次第であります。

○石村委員 そうした点は十分配慮を加えて、場合によれば三割以上でなくともやれるように政令を作つていただくかと思ひます。具体的な例を言えれば、山口市なんかは、海岸から奥までは四里も五里もある。大きな市というわけではないが、市の中心部は五里も奥にある。海岸地帯は五里も先にあつて、それが隣の村と比べれば同じような被害を受けているといふこともなつてゐる。その点の現実の問題について不公平の起らないように、十分配慮を加えていただきたいと思います。

なつておりますが、この免除の場合にはどの程度を一応考へられているか、また軽減とすれば、それには段階があつて、どの段階についてはどの程度の軽減をするお考えか、それをお話し願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 軽減、免除につきましては、三つの段階を分けております。一、一応全免をする農家、三分五厘にする農家、それから六分五厘にする農家、この三段階を考へております。形は先ほどお尋ねの適用地域にある農家であります。三割以上の稲の減収を受けている、そうして農林漁業収入が一割以上の収入減になつていて、農家につきましては、原則的に六分五厘、こういうことにいたしてあります。その中でさらに農林漁業による収入が半分以下になるという農家がございまして、そういう農家が、しかも相当まとまつて一割以上もあるという町村、これにつきましては、そういう農家については三分五厘にいたします。それからなお稲の減収が七割以上になるもの、いわゆる三分作以下という農家につきましては、全免をする。なお三分作よりはちよつとこえておるけれども、しかしなお災害のために飯米に不足を生ずる、配給を受けなければならない、こういう農家について、七割以上に準じて全免措置をとりたい、こう考へております。

○石村委員 ただいまの最後の、天災の結果減収になつて飯米しか残らないというものは、それが三分作でなくとも全免する、従つて、これは五分作でも七分作でもそういう場合には全免する、こういうことになるわけなんです

か。今飯米しかないようになった場合には全免する、こういうお話なんです。から、飯米しかなくなるといふことは、何も五分作だから飯米しかなくなるといふはずのものではない。九割でなくても飯米しかなくなるといふことは、零細な生産者には起り得るのじゃないか。その分はどの点をどういふうにお考えになつておりますか。一切がお考えか、その方がいいと思ひますか、どういふお考えですか。

○小倉政府委員 先ほど申しましたように、七割の減収、言葉をかえまして、三分作の農家、それについて利子を免除するという原則でございまして、しかしながらちよつと七割の減収といふことにならなくても、それに準じて考へてよろしいもの、それに準じて考へて、できるだけ同じような趣旨で考へたい、こういうことでございまして、それにつきまして減収をどう当てはめるかといふことについて申しますと、必ずしも今お話しのように、七分作あるいは六分作、こういう農家についてまで広げるというつもりはございせんので、七割を多少切つたけれども、やはり七割と同じように考へて、かかるべきじゃないか、こういう農家について申し上げた次第であります。

○石村委員 確認いたしますが、そうすると、やはり七割以上の減収になつたといふところが基準であつて、飯米しかない、供出量はなくなつたといふもので、やはり原則とすれば三分作でなければ適用を受けない、しかし三分一厘とか三分二厘とかその境に近いところにおいては、そういう場合には、やはり少し超過したという場合で

しては一月以降、それから西の方につきましては二月以降におきまして、概算

にお尋ねしますが、今石村委員からお話をありました、利子の減免並びにこ

けてお尋ねしたいと思ひます。この法案は利子の全免並びに軽減の問題なん

免をする、こういうようにしておいた方が、あとであなたの方で政令を定め

一応都道府県が負担するようになって
いるが、都道府県は負担しない、この

点はどうです。間違ひありませんね。
○小倉政府委員 道の負担分の問題でございすが、これは必要な補給額全額について国が助成をする。従いまして、道にいわゆる義務費的な意味での、あるいはそれに準ずるような意味での負担というものはございせん。

それからお話の二銭五厘につきまして、三分五厘ないし全免する農家については三分五厘、期限は五年以内、それから六分五厘の適格の農家につきましては六分五厘、期限は三年以内、そうなるような融資をしたい、こう考えております。

○横路委員 そこで、先ほど石村委員から質問がありました点ですが、今の点も同様、これは議題になつてゐるところの昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律とらにはならなかつたのだから、従つて、この特例に関する法律を北海道の冷害並びに九号、十二号、十五号の台風の被害を受けた農家に適用すると同様、今の一月一日並びに二月一日以降の代位弁済の点についても、当然私は適用するべきものだと思う。その点はつきりしてゐるのではない、これはもとへ戻りますよ。あなたあまりいろいろな政治的な考慮をして答弁しないで、簡単にやつてもらいたい。

○小倉政府委員 お話のように、二銭五厘の軽減の措置と、それから後の融資の措置とは、ある程度うらはらになつております。そこでできるだけそういうふうな考えるのが至当である、これは御説なかなかごもつともな点があるのをごさいます。ただ私どももいたしまして考えておりますのは、お話しのように、実質的にはそういうこと

になることが望ましいし、またそうしたいと思ひますが、府県につきましては、全体といたして見ますと災害の額が少いものがございます。そして天災融資等がそこに参りますので、その場合に、やはり概算金の返納額というものが融資の額を決定する場合に重要な考慮要素になりますので、農家といつたしましては、やはり三分五厘なり六分五厘の融資が受けられる、こう期待していただくこともできますし、また制度の建前として、そういう場合には組合が代位弁済するという制度になつております。そこで特例を開かなくても、

実際問題として災害を受けて二銭五厘の軽減の措置がある農家につきましては、同じような融資がいく、こう期待されてよろしいと思ひのでございす。ところが北海道につきましては、その額が相当な額になりますので、當農融資額のワクでそれをまかなうということもなかなかむずかしい点がございますので、天災による當農融資の額とは別の額も用意をして十全を期する、こういうことにいたすつもりであります。

○横路委員 どうもあなたは回りくどく答弁されるので、はつきりしていただきたいのです。これはわれわれも、代位弁済の資金の融通は、天災融資法そのものではないが、準じてやる、その点ははつきりしてゐる。そこで今お話しのように、この中には都道府県が負担をするようになってゐるが、都道府県負担分については国がこれを見きりしてゐる。きょう問題になつてゐるのは、北海道の冷害についてはわかつたが、九号、十二号、十五号の台

風による被害を受けた農家についても同様の措置をされるものとわれわれは考へてゐるが、そういうように解釈してよろしいか、こう聞いておる。それならそれでよろしいと言つてくれればいい。宮川次長どうなんですか。その点にはつきりしなければ、この法案は進みませんよ。

○宮川政府委員 食糧庁長官が答弁申し上げましたように、代位弁済につきましても、御承知のように指定集荷業者が生産者にかわつて代位弁済をする制度をとつております。特に困つておる農家に対しては、天災融資法による融資もあるわけでありす。従いまして、私どもの今回の措置は、二銭五厘の利子までとるといふのは非常に酷であるから、これを減免しようとするわけでありまして、元金の概算金の支払いにつきましては、代位弁済の制度もあることでありすので、その方に依存して参りたい。ただ北海道と申して恐縮でございますが、北海道のように、被害が非常に広範な地域にわたつて、被害が非常に著しい、指定集荷業者による代位弁済の制度も円滑に参らない、こういうおそれのあるところに対しては、特に別途の融資措置をとらうとするわけでございます。

……(差別待遇をしたらだめだぞ)と呼び、その他発言する者あり)お答えはなほは御趣旨に反しますが、原則として、そういうふうな広範な被害の方々に適用しようとするものでありまして、内地につきましては、代位弁済制度が北海道のようにそういうふうな円滑に動かないというふうなところ、は、そう考えられないのじやないかと、いうことを原則的に考へております

が、ただ実情に即しまして、局地的ではあつたけれども、やはり相当地域が広くて、代位弁済制度も円滑にいかぬというところにつきましては、別途同様のことも考慮していいと思ひのであります。ただいまここでお答えいたします範囲内におきましては、どの程度それが入るか明確に予測ができませんので、一応北海道というふうな、食糧庁長官が御答弁したような線で考へておる次第でございます。

○横路委員 この法律は、北海道の冷害並びに九号、十二号、十五号の台風による被害を受けた農家、それから今の代位弁済の問題も、これとらにはらゐる関係だ。そうすれば、この法律自体が九号、十二号、十五号を受けたものについても適用してゐるのに、代位弁済以降の問題について、何か政府の御説明では九号、十二号、十五号が原則的にはそれである、これは当然一緒に入るべきなんだ。だからその点を今ここでみなが論議をしてゐる。あなたの方で、何となく説明でなしに、やはり原則としては、北海道の冷害も、九号、十二号、十五号の台風によつて被害を受けたものについても、同様の措置がでるのだ、こういうふうに答弁されれば、それで済むことなのだ。それをあなたの方で、聞いてみると、どこか違ふような印象を受けたり、また原則的には同じような印象を受けたりするが、言葉の言い回し方ではないに、やはりこれははつきりしてゐる。それそれ関係の被害を受けた農家、それそれの県からすると重大な問題なんですから、もう一度その点をはつきり答弁してもらいたい。大蔵大臣もそう

答弁してゐる。
○宮川政府委員 先般予算委員会でも平委員から御質問がありました際に、私も列席いたしておりましたが、どうも横におりまして大蔵大臣の答弁が、どこまではずり言われたのか、私もはつきり聞き取れなかつたのであります。事務当局といたしましては、ただいま答弁申し上げましたように、二月以降の概算金の融資の方につきましては、天災融資法による融資を考へておりました。準ずる、今回のたゞいま説明いたしましたうらはらになつておりまする融資の分については、原則としては考へていない、こう申し上げるよりいたし方ございせん。

○横路委員 これについては、私は委員長に善処方を要望したいと思ひのです。この問題は、今のような話になると、この法案自体の扱いがまた違つてくる。だから、これは一つよく理事諸君の間で打ち合せをしてもらわなければならぬと思ひのです。これはちよつと質問を保留しておいて、時間もありませんから、農林中金の理事にお尋ねしたいと思ひますが……

○松原委員長 この際お諮りいたしますが、先ほど決定いたしました参考人の農林中央金庫理事長は、都合により出席できかねるとのことでありまして、かわりに理事の多賀谷松雄君が出席するとのお返事がありまして、ただいまこの席に見えておりますが、新たに多賀谷君を参考人とすることに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松原委員長 御異議なしと認めます。それでは質疑を続行いたします。

いでしょうが、少くとも天災法の融資額を決定せられるに当って、他の北海道以外の都道府県については、この概算金の返納の要素も考へて、天災法による融資額の決定をするということではないか、こう推察するのですが、いかがですか。

○小倉政府委員 お話のように、北海道と違ひまして、府県の災害について概算金の処理のための特別の融資の措置を講じないという理由につきましては、一つは災害が比較的局地的であるということによりまして、組合あるいは指定集荷業者、その系統団体等で措置ができる部分が多いのではないかと、その一つでございまして、

それからお話のように、天災融資の法律によりまして、融資の際には、そういう農家につきましては当然金繰りの状況等が他の農家とは違つて参りますので、そういう点が融資の具体的決定に當って当然考慮されてしかるべきである。また私もいたしまして、行政的な指導方針をいたしまして、概算金の要返納額ということも融資の決定の場合の考慮要素としたい、こういうことで御説明申し上げているわけでございます。

○石村委員 そこで北海道だけに適用する、こうはつきり割り切らずに、よく準じて準じてという言葉が使われるのですから、一つ食糧庁としても、原則としては北海道であるが、ほかの県についても、概算金の返納金額が相当大きくて、そして地方財政なんか、再建整備の指定を受けておる団体等については、ある程度の考慮を北海道に準じて概算金の返納分についての融資をもする、こういうようにはなら

ないものでしょうか。

○小倉政府委員 これは一般論といたしましては、本年の北海道のような災害、あるいはそれに準ずるような災害がございまして節には、北海道に準じた措置をするということ、これは御説の通りでございますが、本年度の現実の問題として、それでは北海道に準ずる災害地はどこかということになります、これはどうも北海道に準じておるところがあるというわけにはいかぬのではないかと、しかしながらお説のように、地域によつては北海道の農家と違ひない程度の、あるいはそれ以上の災害を受けておるところもあるわけでございます、そういう農家につきましては、私どもの現在のいろいろな行政上の措置、あるいは予算等によつてお認め願ういろいろな措置、それによつてできるだけは同様な効果が上るようになしたい、こういうつもりであります。

○石村委員 私は何年か再考年の天災のことを聞いていたわけではなく、今の天災による問題を聞いていたわけなんです。ただいまの答弁で、ある程度の措置は講じないでもないという趣旨に受け取つたのですが、どうか北海道だけにしかやらないという考え方でなしに、北海道ほど大きくなくて、もかなりあるところは、その地方団体の経済状態等を勘案して、やはり北海道に準じた措置を必ず講じるということにはつきりしていただきたい。具体的にはどうなるか、それはわかりませんが、少くとも農林省の配慮の中には、そうしたことがあつてしかるべきだと思ふ。何も北海道だけに限らなければならぬというわけではないと思ふ。こ

れは農民にとつて金負担が直接響いてくるわけなんです。金のやりくりは、あるいは地方の都道府県ではできないかもしれない。できるかもしれないが、現実の金利の問題が起つてくるわけなんです。そして赤字の指定を受けている市町村府県は、こうしたことに対する影響は非常に大きいと思ふのです。北海道ほど大きくないが、同時に府県自体も北海道ほど大きくないわけなんです。余剰という点においては同じことになるわけなんです。もつとゆとりのある答弁をお願いしたい。

○小倉政府委員 北海道と同じ特別措置というわけには参りませんけれども、北海道の農家が受ける金利の軽減ということが現実にも府県の農家に及びますように、できるだけの措置は講じます。

○松原委員長 これにて三案に対する質疑は終了いたしました。

これより昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律案を議題とし、討論に入ります。石村君。

○石村委員 社会党を代表いたします、賛成の意見を明らかにしたいと思います。

しかし社会党は、本来は金利をとるべきではないという見解に立つておることは全然變つていないわけでございます。それは、政府はしきりにこれは特約であるという御説明でございまして、特約と申しましても、契約者が双方自由な立場で契約ができる場合ならば、そういう特約も有効だと思ひます。しかしながら、米の生産者は法律上政府に売る以外にはありません。従つて

売買条件というものをを出されても、政府の一方的な売買条件をのまざるを得ない立場に生産者は置かれておるわけでございます。従つて、こうした一方的な売買条件を押しつけて、特約であるから天災の場合にも金利をつけて払えという考え方は間違ひであると思ひます。民法の規定その他から申しましても、不当利得でさえも悪意のものが初めて金利をつけて返すのでございまして、まして悪意でない生産者が天災によつて返さなければならぬということになつた場合に、金利を払うということは、全く民法その他から見ても法律常識をはずれた過酷むざむざな条件をつけて強要しておると言わざるを得ません。

従つてわれわれは、金利をとらないという原則に政府は一日も早く立つてもらうことを期待するものでございまして、さらにこういう法律は、国民が平等にその恩恵を受けることができない、一部の者だけで、少数者を除いてはこうした恩恵を受けられないという点からも、こういう法律を問題にせざるを得ないのでございまして。しかしながら、今国会の会期も非常に短かく、また現実に生産者は、一日も早くこの問題の解決を望んでおる事情もあることから考へまして、政府が今後こうした一部の者のみに特典を与えるということとでなしに、なるべく広範囲に救済するという政令等の措置、またその運用についての措置を考へていただくことを希望いたします、やむを得ず賛成するわけでございます。

どうか政府は、われわれの意のあるところを十分おくみ下さいまして、この運用については問題の起らないように、

に、広い範囲のものが救済されるように措置を講ぜられんことを希望いたします、私の賛成討論を終る次第でございまして、

○松原委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採択いたします。二法律案並びに一議決案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて二法律案並びに一議決案は全会一致原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律案に対する附帯決議を、米穀の減収が平年收穫量の七割以上の農家に対して利息全免の措置を講ずることはもちろん、これに該当しないものでも飯米を確保するにいたらない農家に対しては、右に準じた措置すること。

右決議する。

を付したいと存じますが、これに御異議はありますか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○松原委員長 なければ附帯決議を付することに決しました。この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました二法律案並びに一議決案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によりまして委員長に御一任願つておきたい

と存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

○松原委員長 次に、専売事業に関する件について質疑を許します。春日一幸君。

○春日委員 昭和二十八年の九月第十三号台風によりまして、愛知県幡豆郡一帯の塩業施設がそれぞれ壊滅の状態に陥りました。それで、これに對しまして公社は当然これの災害復旧計画の樹立をいたしたわけでありましたが、この公社の方針、それから具体的計画の概要をまずこの際お伺いをいたしたいのであります。

○三井説明員 ただいまお尋ねのごさいます。昭和二十八年の第十三号台風の件であります。御承知のように、ちょうど愛知県東部の辺が台風の中心になりまして、そのためにお話のありましたように吉田塩田、塩津塩田が壊滅的な打撃を受けたわけでありまして、塩田全部が、堤防が決壊したために水びたしになりまして、惨たんたる状況であつたわけでありまして、この塩田をどうするかという点につきまして、公社といたしましては非常に頭を悩ませましたし、また地元地方局、それから塩業者側におきましては、いろいろと議論がなされて、なかなか結論が出なかつた。と申しますのは、吉田及び塩津の塩田と申しますのは、全国的に見まして、率直に言つて、当時としてはまことに能率の悪い塩田であつたのであります。その主たる理由は、塩田の地理的条件がすぐれていないというこ

とのほかに、当時の吉田の塩田をやつておりました塩業者は、御承知と思うのであります。が、専業として塩業に携わるといふ方々でなかつたのであります。三分の一は塩をやり、三分の一は農業をやり、三分の一は漁業、特にノリを養殖するといふような状況でありまして、従つて塩田の単位面積当りの生産量をとりましても、全国的に見て非常に成績の悪い、従つてまた塩の生産費の高い塩田であつたのであります。忌憚なく申しまして、公社として、非常な災害復旧の費用をかけて、この塩田をせひとも復旧しなければならぬといふ必要性は認めておらなかつたのであります。それに対して地元側からは、この塩田を何とかして復旧したいといふ強い要望が出て参りました。そこで公社といたしましては、もしもこの塩田を復旧するのであれば、従来のような三分の一経営といつたような中途半端な経営では、とうてい全国の塩業の中に伍して能率的な経営を行ひ、当時すでに予想されておりましたその後に起る生産費の切り下げ、あるいは収納価格の引き下げといったような事態に對処できないのではないかと。もしもこれを復旧するといふことであれば、ほんとうに専心塩業に携わるという熱心な方々を中心として、新しい塩業組合を立て直して、その塩業組合を中心として塩田の復旧をはかり、またそれに結びつけて最新式の煎熟施設を整える。そして吉田が八十町歩、塩津が二十町歩、合計いたしまして百町歩ほどの塩田になりますので、それから取り出す鹹水を一カ所に集めて煎熟いたしますれば、少くとも一万吨程度の工場を作りまして、

それを能率的に運営することによつて、相当コストの切り下げもできるという見通しを立てるに至りました。その計画を中心にして、復旧計画を検討いたしました。ただ中途におきまして、塩津の方がどうしても塩田を復旧することに賛成でないということ、吉田にありましては塩田八十町歩を中心にして、復旧計画を作るといふことに變更をみたのであります。が、真空式の最新式の工場を作つて、これに結びつけるといふことで、そういう前提が確立したのであれば、それに対して農林漁業資金の援助をもちたそうといふことになりまして、復旧計画が確定したわけでありまして、その計画に基づきまして、その後逐次塩田の復旧と流下式への改造を実現いたしました。煎熟工場の方も、すでに完成を見まして、操業を開始しておるような状況でございます。

○春日委員 そこで問題となりますのは、今御答弁によりまして、その塩田関係については、公社の指導よろしきを得て、必要資金は、それぞれの公庫から借入れにも成功されて、操業が再開されたというお話であります。が、当然その場合、塩田と一体不可分の関係にありまして煎熟工場についても、当然再建整備計画とでも申しましようか、あるいはまたたゞいま御説明のありました真空式の新設備との関連において、当然何かその救済の措置と申しましようか、あるいは当然過去の実績も尊重して、この立場について相当の配慮が加えられてあつたことと思ふが、この関係について、すなわち煎熟会社の再建のための救済は、この再

建整備計画の中において、どのような配慮が加えられておつたのですか。この点についての御答弁を承わりたい。○三井説明員 その点であります。が、従来この愛知塩業組合の煎熟をやつておりましたのは、たゞいまお話がありましては別個の会社が二つありまして、一は組合と別個の会社が二つありまして、一は組合と別個の会社が二つありまして、二つの会社が、非常に旧式の能率の悪い設備で煎熟をした。従つて吉田の製品はあまり良質のものでなかつたといふような状況であつたのであります。が、その両方の煎熟施設も、やはり台風のたために非常に被害を受けまして、そのままではとうてい役に立たないといふような状況になつたのであります。そこで、この新しい塩業組合を立て直して煎熟をするについては、そういう従来の旧式の能率の悪い煎熟施設を復旧して使つたのではとうていいけない。これは、やはり最も新しい新式の工場を組合自身が建設して、そして塩田と結びつけた採鹹、煎熟一貫した経営形態にしていかなくてはならないといふことになりました。当時組合と両会社の間に、その点につきましての円満な話し合いがござまして、復旧計画としては、塩田の復旧と同時に、組合自身の煎熟工場の建設ということがきまつたのであります。ただこの組合の煎熟工場が完成いたしますまでは、多少の時日を要しますが、その間に塩田は逐次できて参りますので、工場が操業を開始するまでの暫定期間は、一応従来の工場に最小限度の復旧を加えてそれを使つていこうという、暫定煎熟につきましてのはつきりした契約

がござまして、工場が操業を開始いたしましたならば、両会社は操業をやめて、鹹水を全部組合の煎熟工場の方に送ることに承諾するといふことについて了解が成立いたしました。暫定煎熟という形で、しばらくの間両会社による煎熟が復活いたしました。それが本年の五月一ぱいで、六月から組合の工場が操業を開始いたしましたので、鹹水を組合の直営工場の方へ切りかえて、以来直営の形で煎熟をいたしておるような状態でございます。

○春日委員 その真空式の煎熟ですが、これは当然専売公社の指導監督によりまして、また資金関係はそのおのづかによりまして、組合が着々とその緒についたわけでありまして、かつそれが進行して今日に至つておるわけでありまして、従いましてその煎熟会社のあり方、また将来の身の振り方、こういうような問題は、当然この専売公社の指導監督の中にあるべきものであつて、公社はこの立場についても十分なる配慮を加えておつたことは当然であらうと思ふのであります。ただいまの御答弁によりまして、会社もそれについては賛成であつて、かつ暫定的にその新工場が建設されるまでの間、旧二工場においてその煎熟を行なつていく、そしてできてしまつたならばそれを譲る、こういうことを了承しておつたので、そういう形で暫定煎熟が行われておつた。事態はその通りであらうと思ふわけでありまして、ところが、一方この煎熟会社関係の主張するところによりまして、本委員会に對して陳情を寄せておるところによりまして、こういうことを言つております。地方局は、当初塩会社の立場は、

塩業一体化の場合に十分その立場を重視して、そうして十分な措置をする、決して不利なような取扱いをしないから万事を公社にまかせてもらいたいと契約をして参った。その相手方は福永部長、降旗次長、西堀当該地の出張所長、こういう人々と会社との間においてそういう契約がなされ、そうしてこの二工場は、いずれも相手が公社のことであるから、公社も悪くはないからまかせ、こういうことであるから、これを信頼して万事を委託して、その進行に協力して、いた、こういつておるわけでありませう。すなわち、悪くはないということとは、少くともこれら関係業者が納得できるような、関連いたします諸問題についての措置というものが並行的に行われるということが期待されておったことは、当然のことであろうと思ふわけでありませう。しかるところ、陳情書によりますと、その万事をまかせ、決して不利なようにはしないからというやうなことが言われておったというのであるけれども、何一つその工場の立場というものは認められてはいない。ほとんど野放しに死にするような状態にしておるのみならず、むしろこれを虐殺するような事例が随所に行われておる。これではたまらないからというので、いろいろと今日まで名古屋公社並びに本公社に対していろいろと陳情したが、問題が解決しない。窮余のあまり本委員会にこの陳情をするという形になって現われて参ったと思うのであります。私たちは公正なる立場に立つて、もとよりあらゆる場合にそうでありませうが、この問題を、ただ不当な取扱いを受けることによって、不公

正な取扱いによって正當な立場にある者がはなはだしく不利な取扱いを受けるというやうなことは、これはやはり救済をしていかなければならぬ、こういう立場でこの論議を起しておるわけでありませうが、一体客観的に見ても判断できますか、これは、相當の資本を充て、そうしてその煎熱会社を作つてきておる。われわれの調査によりますと、この両会社とも相當銀行からの借り入れがある。そしてこの工場は、塩を煎熱する以外に他に転用の道のない工場である。さらに暫定煎熱をするにいたしましても、當時相當の被害を受けたのでありますから、暫定煎熱を可能ならしめるためには、その災害状態を復旧するためには、相當の復旧工事をせねばならぬ、掲上いたしてありますところによりますと、それぞれ数百万をこえるところの改修工事をいたしておるわけでありませう。こういうやうな事例は、すなわち、この新しい真空煎熱工場ができるということに対して承認を与えてきたということとは、自分の既得権に対して当然何らかの補償措置が講じられるであらうという期待、それから新しく煎熱設備をやらなければ、浜で作つた鹹水が何とも処理できないわけでありませうから、その暫定煎熱を可能ならしめるための復旧工事、これ等についても後日直接の補償があるから、あるいは後日さらに発展的にこの真空煎熱に参画できるやうな機会をとらえて、これがもちろん間接的にさらにこの補償の道が講じられるか、こういうやうな事例が期待されて初めてそういう再建計画に賛成してきたものである。客観的に見てもそのように判断ができるわけでありませう。

自分が死んでしまふ、自分が殺されてしまふということに対して、無条件で賛成するといふばか者はない、すなわち自分が更生できるという場面があるといふことが期待された、かつそれは公社がまかせてくれと再三再四言われておるので、じゃおまかせしますから、こういうことでずつとこの仕事が進んできた、こう言われておるのであるが、この間のいきさつについて、一体どういふ工合になつておるのか、この点をちよつと御説明をお願いします。○三井説明員 お話がありましたように、新しい塩鹼組合を復旧させますと、先ほど申し上げましたやうな探鹹、煎熱一貫経営という理想的な形に持つていきます場合には、直ちに従来煎熱をやつておりました両会社が仕事を失つてしまふ。これを一体どうするかというところは、当然復旧計画の場合に問題になつたわけでありませう。その点が解決されなければ円滑に復旧計画を実施するといふやうなこともなうてい見通しはつかないもので、当時、公社といたしましては、復旧計画を承認することに付いて、その点の問題を組合は一体どうするかというところが、相當組合とはその点についての折衝を重ねたわけでありませう。直接この両会社と接したしております現地の所長等につきまして、いつだれがどういふふうと言つたといふやうな点まで私も榮きとめることはできないのでありますけれども、われわれといたしましては、結局のところ、組合がその点については完全に両会社の承認を得て、復旧計画に両会社の調印をしてもらつたので、これで円滑に復旧計画が遂行できるだらうということになりました。

て、これならやれるだらうという見通しを立てまして、その後復旧計画の実施を指導して参つてきたやうな状況であります。復旧計画自身の実施後の成績というものは、われわれが予想した以上に優秀でありますことは、先生もすでに御承知の通りでございます。内海をめぐる十州地方の塩業者が、このころでは愛知の塩業組合が非常に成績がいいといふことで、みな見学にやつて参るというくらい成功を見てゐるやうな状況なのであります。そういうことで、組合もつぱに復旧でき、事業も軌道に乗つて参る。現実に六月以後は、鹹水を両会社に送ることをやめて、両会社としては仕事を失つてしまつたといふことで、いよいよ両会社に対して処置をしてやらなければいけないといふ時期になりました。公社といたしましては、この組合と両会社との間柄を円満に話し合ひをつけさせまして、両会社も、もちろん従来通りの仕事を継続できるわけではありませぬので、何といひますか、満足して仕事をやめるといふやうなことはどうして望めないにしても、まあ不満ながらも仕事をやるなり、あるいは新しい仕事に転換するなどの措置を完了したといふことで、工場ができましたよ、と、公社といたしましては、地方局を通じて、あるいは本社直接に、あらゆる両者間のあつせんに努めまして、あつせんに乗り出しまして話し合ひを進めて参つたのであります。三会社のうちで、一会社の方は煎熱の仕事はやめさせられ、残つた両社が苦汁利用の仕事継続したいといふことが当初か

らの希望でありまして、この点につきましては、公社としても、そういう希望であれば苦汁工業を続けることは異存ない。また塩業組合の方も、それに対して積極的な協力しようという態勢でありましたので、そういう前提のもとに、組合から会社に対して、どういふ措置をするかといふことにつきまして、いろいろと話し合ひを続けたわけでありませう。ただ、これは非常に申し上げにくい問題なのであります。この両会社と塩業組合との間柄につきましては、従来も必ずしもすべて円滑に参つておつたのではないのであります。この両会社の成立のときの事情、あるいは成立後の組合との折衝の模様などをしさいに見ておりますと、感情的など申しますか、いろいろと問題がございまして、普通であればもっとも円満な話し合ひができるものが、なかなか公社が考えるやうに、あるいは地方局が指導したとしても、その間に円満な話し合ひができないといふやうな状況がございまして、その点、われわれの方もいろいろと努力はいたしましたが、必ずしも十分な努力の成果があつたとは申せないやうな事情なんでありませうが、この点につきましては、ぜひともこの事情につきまして、一つとくと御了承をいただきたいと思ふのであります。そういうデリケートな事情はございませうけれども、それにいたしましては、組合と会社と、とにかくこの問題でもつていみ合つたり、よけいなごたごたを生じさせたりしては相済みないといふことで、われわれといたしましては、両者間のあつせんでできるだけやつて参りました。このために名古屋の地方局の

局長なり、相当の部長なりをたびたび東京にも呼びまして指示もいたし、あるいは電話で連絡する、直接御関係の方々にも、しばしば御上京願って御相談するといったような経過をたどっているのではありませんが、組合といたしましては、組合の現在の能力、あるいは将来の見通しのもとで、可能である限りはできるだけの世話をしたいという気持は始終失っておりません。結局会社は現在までに設備を復旧せましたり、その他今日までの経営につきまして相当外部からの負債を持っておりますので、その負債の中で、当然組合自身に責任のある分につきましては、適当な形で組合が引き受けるという措置を第一にとること。それから組合の組合員と会社の役員なりあるいは株主なりとは相当部分が重複いたしているのではありませんが、会社が借金をするにつれて、その会社側の役員、あるいは株主が保証をいたしておるといようなものにつきましては、できるだけ組合においてこれを肩がわりするなり、あるいは代位弁済するなどの措置をとることによりまして、実質的に会社側の負債をしょい込んでやるということにいたしましたのが第二点。それからこれは各目はいかようにもつけられるかと思うのでありますが、いわばこの会社が事業をやめるに付いての補償的なものを何らかの形で出さなければならぬ。その出し方といたしまして、先ほど申しました、従来の暫定煎熱を行なっておりまして間の鹹水の分量を基準にいたしまして、一トンにつき幾らといったような適当な金を組合から会社に出していたしまして、それによりまして、会社はそれのいろいろな対

策費に充てるようにという、いわば補償的な支出をいたしましたのが一点。そのほかに、会社側の従業員につきましては、できるだけ組合で引き受ける。その中には当然組合員の子弟等もありませんし、これはできるだけ組合で引き受けて、その点会社側の負担を軽減する。それから会社側の持つておりました設備の中で、組合が引き受けて十分に利用できるものにつきましては、相当の価格でもってこれを組合で引き受けまして、その資金を会社としてまた整理のために充てるといったような措置もあわせ考えようといったようなことにつきまして、一つ一つ会社側と組合側との間のあつせんに努めました。組合も、御承知のように組合自身が相当大きな借入金をしていました。復旧計画をいたしましたわけでありまして、復旧計画の成績はよろしいとは申しながら、まだ、それが緒についた状況でありまして、決して組合の内容が安定をいたしているとは申せる時期ではないのでありますが、現状並びに将来の組合の能力からいって、多少当初は組合側に非常に用心深いところがありまして、公社があつせんいたしまして、金の出し方等につきまして、公社自身がもう少し考えてやってもいいじゃないかといったような程度の線しか出してきておらなかったものであります。ですから、だんだんとあつせんをいたしております間に、多少組合側でもその点につきましての考えを修正いたしてきています。私も私どもも考えております。現在まだ組合と会社側との話し合いは意見の一致を見ておりませんが、何となく公社といたしましてはあつせんを続けまして、会社として不満足ながら

も、まあこの程度のもので心配してもらえるのだらう、やむを得ないといったような線までこぎつけたという期待であつせんを続けたいと思っておりますが、会社側の出して参りました希望額というものは、実は非常に大きいのであります。組合側が果してその希望額のどの程度まで応じ得るかという点につきましては、われわれとしては最後までの確信はないのであります。何とか両者歩み寄って円満な話し合いをつけさせることにいたしたいと思っております。

○春日委員 実はこの問題は、非常に利害関係が錯綜いたしておる問題であり、さらにやはりこの問題の解決と問題点を明らかにしていくためには、私もなお相当質問しなければなりませんし、なお横山君も継続的に質問をされる通告が出ております。だから私も簡単に質問しますから、あなたも要点だけを一つ簡単に御答弁願つて、計画的に全貌が明らかに得るようになり、でき得るならば早く結論を得られるように質疑応答を進めたいと思ひます。

まず第一番にはつきりしておきたいことは、公社が煎熱会社に対して、この再建整備計画の立案並びにその進行の際に不利な取扱いはしないから、とにかく公社にまかせろ、こういう約束をした事実があるかどうか、この点を明らかにしていただきたい。

○三井説明員 この点は、しばしば会社側からはそういう約束をしてもらったというお話がございます。しかし私ども本社側といたしまして、その約束と申しますのは、どこまでも組合と会社側との間をあつせんして、何とか円満に話し合いをつけて措置をするという意味のあつせんをするということであつたと思つておりました。公社自身が何らかの金を出すと、あるいは組合に命令をして金を出させるとかいったようなことができないことは、もう会社側としても十分に承知しておることでありますので、その点誤解のないようにお願いしたいと思います。

○春日委員 その点はなお疑義のある問題であらうと思つておられます。この再建整備計画が組合独自の計画によつてなされる、その企業というものが純経済的規模でなされるということでありまして、第三者内あつせんというふうな御説明もあるいは成り立ち得るかも知れませんけれども、しかしこれは完全にあなたの方の管理下にある事業であつて、かつまたその再建整備計画についても、全部あなたの方の許可、認可を必要とするものであり、わけて必要な資金の調達も、いずれも公社がそれその金の金庫に対して助言をし、そういうことなうしては成立しない企業であるわけでありまして、従いまして、あなたの答弁を聞いておると、万事が組合の全責任であつて、公社はそれの外にあるような言動でありまして、けれども、これはそういうものであるのかどうか、この点はやはりものの実態を率直にとらえて御答弁を願わなければならぬ。最初そういう再建整備計画があるときには当然数億にまたがるどころの大計画が一塩田の諸君だけを立てられるものでもないし、またこれをそうせよ、ああせよという指図は、当然公社の方針によつて、また国の製塩計画、こういう国の施策として考へられたことであつて、何も自由企業ではない限りにおいて、やはりこの煎

熱会社をどうするか、塩田をどうするか、その間のいろいろな関係をどう調整していくかというところは、これは当然公社の責任において処理すべき問題であつて、その全責任が組合だけにあるという考え方は実情に沿わないのではないかと、私はこう思うがどうですか。この点を明らかにしていただきたい。

○三井説明員 その点、冒頭に申し上げましたことをもう一べん繰り返さしていただきますと、この塩田を復旧するということとは、実は公社としては初めには考へてなかつた。むしろ災害を機にあの塩田はやめてもらうことが必要だということ、一応公社としては方針としてきめておつた。それを、地元の方からは何とかして復旧してもらいたいということ、話があらわれて、それならこういふ条件を満たすのだから得ず——やむを得ずということがわれわれの当時の偽らぬ心境でありますけれども、公社としてもその計画を認めよう、つまり先ほど申しましたような、専業であるとか、あるいは一貫経営に移すとか、現実的な改良条件をすべて満たしまして、それでもなおかつやるのであれば公社としても援助しようというところになつたわけなのであります。当然組合としては、従来の煎熱会社に対する措置も責任をもつて処理して、一貫経営ができる順序を整えて持つてきたものとわれわれは承知しておるのであります。公社との関係は、公社が責任をもつて処理してくれれば、公社が責任をもつて処理してくれれば、これはこの復旧計画を承認したのではないのであります。

○春日委員 われわれといえども、不

当なる補償要求に対してはそれにくみするものではない。当然適切な線というものは、おのずから経済的にもまた常識的にも計算し得るものであるけれども、それが何一つ認められないこの陳情については、われわれも一握の同情を禁じあたらないものがある、こういう立場に立つてこういう論議を行なっているわけでありますが、ただいまの御答弁によると、組合は当然会社社の合意を得べく万全の措置を講じ話し合いを行なうて、話し合いの中には、その補償の問題もあろうし、将来の事業計画に対して参画するか参画しないか等、いろいろの問題もあるであらう。そういう問題が組合と煎熱会社との間において円満に話し合いがつくといふことも、すなわち再建整備計画に対して公社が了承を与えた条件の一つの要素であらうと私は考えるわけだ。そういうようなあらゆる条件を彼らがのみ、組合がのまれて、そうしてこの事業計画が進められてきたからには、これは当然あなたの方には、そういうことを前提条件として了承を与え協力してきた限りにおいては、現実に煎熱会社と組合との間においてこういうような相剋摩擦が激化してきているといふことは、最も重視しなければならぬ事柄であつたと思う。そういう問題についてあなた方が知らぬといふことはないだらうと思う。

〔委員長退席、石村委員長代理着席〕

のおっしゃった通り、すなわち公社が言った通り、われわれを不利のようにならないという結果が得られるように一つあつせんをしてくれ、すなわち公社の責任において処理してくれ、こういう陳情になって現われてきておるのである。私たちがこの際最も遺憾にたえないことは、これはあくまでも専売公社の指導監督、管理下にある仕事であるのであるから、従つてあなた方が誠意をもつてこの会社社の立場というものを、すなわち国民は法律の前に平等がなければならないのであるから、一方が得をして一方が損をするというやうなことは、公的機関があるあなた方としては厳に排除しなければならぬ。あくまでも公正な立場で最終処理をしなければならぬ。だからそういう立場に立つて問題を処理するならば、幾多問題を解決せしめるための契機というものは、私はあつたと思う。その具体的な措置としては、たとえば製塩事業に対する許可認可権はあなたの方にあるのだし、現実にはこの二つの煎熱会社が、その製塩事業としての許可を得ておる。それは言うならば一つの権利である。それを現にあなたの方は組合の方へも与えておるわけだ。そういう申請があつたときには、それは一方にそういう権利があるし、あるいは認められていないところの他の会社に対しててもこれを認めておる。容認しておる。こういうわけで二重の許可になるのだから、これはちよつと工合が悪いだらう。従つてあなたの方が製塩の許可を与える条件としては、かつてすでに与えてあるところの製塩権というものと関連において、これはやっぱり二重に許可を与えるわけにはいかぬ、こ

う考え方があつてしかるべきではありませぬか。たとえば現在あなたの方は、専売公社全体として、たばこなんかも許可、認可事項であらうが、たばこの小売店の隣に小売店の申請があつた場合には、これはやっぱり隣が隣止するか、円満にやめるか、何かそういう計画的の規模で許可、認可が行われおると思う。酒の販売だつて同様です。こういう国の専売に関する事業というものについては、やはり両立し得る立場において、既特権というものが最も重視されて取扱ひがなされてきておる。それで今あなたの方は、この二つの煎熱会社がすでに煎熱権を持っておるのに、さらにダブつて他の者に与えるといふやうなことはあり得ないじやありませんか。これは不正ではありませぬか。実情というものを無視したものではありませぬか。この製塩のものとの塩水といふものは、遠いところから買ひ入れることはできはしない。近接したところの塩田から出てくるものを対象として事業計画が行われておる。一方に許可しておいて、黙つて同一地帯に同一量の製塩事業に対する許可を与えるという、そんなばかなことはあり得ないじやないですか。そういう許可を出すときに、組合と既存の二会社との間の関係を調整せしめるために、責任のあるあなたの方の措置というものがあり得て私はよろしからうと思う。この点を、この二つの会社は最も非難しておる。その関係はどうですか。

○三井説明員 先ほど申し上げましたように、愛知塩業組合の復旧計画を承認するにつぎましては、今先生が言われた従来の煎熱会社の煎熱ということはどうするかというところが、第一の問題であることは申すまでもないところでありませぬ。その問題に対して、組合と両会社との間に、前に申しました暫定煎熱契約というものがはつきり成立いたしましたして、両会社は組合の工場が完成するまでの間暫定的に煎熱を請け負う、これについてはどういう代金を組合は支払うといったやうな暫定煎熱契約というものが成立いたしました。暫定煎熱契約といふことは、裏を返せば、工場ができるまでの間の煎熱でありませぬから、工場ができた場合には、煎熱はやめるといふことであります。で、その点を前提にいたしまして、工場が完成した後は組合が煎熱してもよいしといふことを前提にして、組合側の出しと参りました復旧計画を、公社としては取り上げて承認を与えたわけでありませぬ。従つて、先生の問題にされております、重複して煎熱を認めたといい関係は全然ないのであります。当時会社と組合との間には、その点につきましての円満な話し合いが成立したからこそ、われわれといたしましては組合の復旧計画を承認したのであります。ところが、これは人情から申してあるいは当然だとも思います。が、いよいよ六月になつて、従来の会社側を締めなければならぬといふことになりましたと、工場の経営者として、それじゃ困る、これは何とかしてやらなければならぬといふことになつたわけでありまして、その気持はわれわれとしても無理はないと思ひますし、またいよいよ一つの企業整備——相手の組合は、塩業の経営単位として決して大企業ではありませぬが、会社に対しては規模は大きいわけであり

ます。そういう大きい企業が新しく生まれまた場合の一つの企業整備といったやうなことになるので、これをたゞ見殺しにしまつてしまつては、いかぬじやないかといふことで、われわれといたしましては組合を説得して、いよいよ仕事をやめるについての措置を十分に考えさせなければならぬといふことで、あつせんをいたしてきただけであります。前に暫定煎熱契約ができましたときの会社側の考え方と、いよいよ仕事を失つて、あるいは失うに至ります直前から今日までの会社側の考えとは、多少その間に變化が起つたのじやないかと私は思います。○春日委員 問題は一つ了解に達しないのであります。たとえば、たゞ私の質問に対する、すなわち二重許可の問題に対する御答弁によりまして、暫定煎熱契約があつたのだから、すなわち組合の工場が完成したのだから、従つてこれは自動的に許可を与えなければならぬ建前になつたと言われておりますけれども、これは形式的にはそうでありませぬ。しかし実質的には、これらの二つの会社といふものは、新しい組合の煎熱会社ができ上るまで、すなわち再建整備のときにも新しくスタートしたものでない。それだけの会社の実績は、幾多十数か年にまたがると聞いておるわけでありませぬが、いずれにしても、ずっと以前からその仕事をやってきていた。たまたま塩田と工場とがともに被害を受けて、そして煎熱会社がなければ作つた塩の処置に困るから、わしの方も再建するから一つ工場も再建して下さい、そういうことで自費を投じて再建をして、そして当然そういうやうな煎熱契

約というものが結ばれてきている。一方再建整備計画があるのであります。その再建整備計画の中には、これらの二つの工場が生きていける道を考へていただく、あるいは円満にそこから離脱できるような経済上の補償等の道が講じていただける、こういうことを条件にして、そして、それじゃそのときまで一つ暫定契約という形で、暫定条件としての契約が結ばれているわけでありまして、従いまして、今度いよいよ片方に実際の仕事に移るときには、そういう形式の裏づけとなるところの実態に対する補償というものは、それはうらはらの関係において当然措置をされるということが、これは常識的に言ってもわかることです。ただあなたは今々、最近組合とそれから煎熱会社との関係が悪かったと言われているけれども、これらの二つの関係は、歴史的に見ると十数年の事業実績を持っている。犬猿だたならぬ間柄では、十何年間も事業ができるものじゃない。片方は塩水を作った片方はそれを製塩していく、一体不可分の関係ではありませんか。一体不可分の関係が、十何年間もただ続くわけがない。もしもそういうような非常に不仲な関係であるならば、それを調整することこそあなたの方の任務じゃありませんか。たとえば、煎熱会社を呼ぶなら呼んで、君の方はこういう点がいかぬならいかぬとか、あるいは組合の方に對して、この点は理解してやれとか、仲に立つて、彼らがほんとうにもっと融和親睦して一つの事業に協力できるような、そういう態勢をあなたの方が作るのが、これは当然監督者としての責任じゃありませんか。私が申し上げたいことは、

その補償措置についていろいろと措置を講ぜしめたと言っておられるけれども、二つの工場の言うことをそのままだけり上げますれば、たとえば塩田におけるいろいろな付属施設を会社とこの組合に買取りしめたと言っておられるけれども、それは、物件を購入してこれに対する対価を支払わしめるというようにすることは当りまえのことじゃありませんか。こんなことは何も補償になりはしない。当然の処置なんです。そしてその金額も満足すべき金額ではないといっておる。だから、こういうような立場であつた方が不利にはしないんだと言つた以上は、やはり許可認可のあなたの方の行政権を通じてでも、いろいろい影響力を及ぼすよう、問題を円満に終息せしめるための有効な措置といふものがとれたと私は思う。それを何一つもやっていないのみならず、あなたは円満に話がついておるものとみなして云々ということをおつておられるけれども、現実においては、これらの二つの組合が死活の重大問題として、しばしば中央、地方にこういう苦情の陳情を行つておる。そういうあらゆる段階において、これが円満に話が進んでおるものとみなして許可を与えたとかどうとか、そういうような形式論理といふものは許さるべき問題ではないと思う。私たち国会は、あなたの方の執行については、やはり塩専賣法という法律の基準を与えており、そして不当なことがあるならば、国会としておのずから別個の監視責任といふものもあるであらう。そういう不当なことがやられておつては、国会はめくらかといわれて、やはり国会に対する權威といふものも失墜せようとしておるので、事態を見のがすことができないとしてこういう論議を行つておるのです。だから、私はもう少しし実情に即した、弱い者が不当な取扱を受けられないように、こういう措置をもっと本腰を入れて、立ち入って問題を処理されるのでなければ、公的機関としても、またわれわれその所管の委員会としても職責を十分に果たすという形にはならぬ。私はこの際申し上げておきたいのだが、ずっとここで幾つか要求事項があつて、いずれこれは他の委員から通告がありますので、継続的に質疑されるのでありましようけれども、これは、あなたの方はこういうふうになつてしまつたんだからという既に成事実もありましようが、そういうことでなくて、泣く子と地頭には勝てぬというのか、この連中を泣かしてしまつておるのか、それとももう少し問題を取り上げて、真剣に合理的に問題を解決する意思があるのかないのか、この点もう少し具体的な、実体に触れての御答弁を願うのでなければ問題は解決しないと思う。一体腹がまえてどうなんです、一つお伺いしたいと思ひます。

○三井説明員 本件につきましては、本年の初頭以来、私どもが終始誠意をもつて両者のあつせんをいたしておるというところは、私は確信を持て申し上げることができると思ひます。その点につきましては、おそろく実情をお調べ下さいますならば、先生も十分御納得がいくと思ひます。公社といたしまして、この問題につきまして、決して先生からおとがめを受けるような扱いはいたしておりません。ただ本件につきましての両社側の要求とそれから

組合側の提出しております条件とが、あまりにかけ離れておるところに問題の困難さがあるものであります。私は両会社が出しております希望条件が適当であるか適当でないかということにつきましては申し上げませんが、少くとも組合側が納得していないことは事実なんです。また組合側の出しております条件を現在のところ公社が納得していないことも事実であります。従つて公社といたしましては、何とかして両方の円満な話し合いがつくようにあつせんをするということが、われわれに残された唯一の立場なので、公社自身がどちら側に命令して幾らか金を出させるとか、あるいは人を引き受けさせるとか、そのほかの措置をとらせるといったような、強制的に命令をしたり指示したりといったようなことは、公社といたしましては権限も持つておりません。またできることでもないものであります。どこまでも公社としては、両者のあつせんをする、何とかして両方が協調して、まあこの辺のところでもつて手を握るほかなかうというところに、一日も早く到達してもらいたい、このあつせんをわれわれといたしましてはどこまでも継続したいといふことを考えておるのであります。

○春日委員 そういたしますと、この煎熱会社の要求も必ずしも當を得たものではないし、かつ現実に組合はこれを了承していない、それから組合側の態度、条件といふものも必ずしも當を得たものではない、かつ現実に煎熱会社はこれに納得していない、そういう二つの立場を現実認めておる。従つてに、やはり泣く子も自分の生んだ子でかわいといふ立場から、専売公社は、今後もこの両者の間に立つて、問題妥結のためにあくまでも誠意を傾けてあつせんを継続していく、こういう意向でございませうか、もう一べん再確認しておきたい。

○三井説明員 お言葉を返すやうで大へん申しわけないのでございますが、私は公社の出しております条件も、あるいは組合の出しております条件も、適当であるかないかということば申しません。これはその立場に立てば、まさに適当な希望を出してきておられるのだと私は思ひます。しかしそれを第三者から見ても、適当とか不適当とかいふこと、申し上げることのできない問題だと思つております。要は、両方の食い違つております条件を何とかして円満に、いわばまん中の少し譲歩してもらつて、適当な線でもつて円満にまとめるということだと思つております。そのまゝ役を公社といたしましてはあくまでも努めたいといふことを考えておる次第であります。

○春日委員 それで今後も継続的にその努力を行つていくと言われることは、その通り現在の公社の方針として変りありませんか。この点をもう一べんお伺ひしておきます。

○三井説明員 變りありません。

○春日委員 そういたしますと、これは専売公社の本社の塩部部長の責任においてそういう御答弁でありますから、ここに名古屋の塩部部長もお見えになつておるが、陳情者たちの本委員会に対する陳情によりまして、名古屋

押し責任を持ってそれを推進されな
立場であります。そうであるならば、
それによって生ずべきもろもの事能
についての洞察がなかったというの
は、おかしいではありませんか。すべ
ての企業整備に伴なつて当然起るべき
一番複雑なやつかいな問題を解決する
ことなく、見通しもつけることなく行
なつたことに問題がありはしません
か。そういう点について一体どうい
ふうにお考えなんですか。いろいろ申
し上げましたけれども、一つあなたの
御意見を伺いたいと思います。

○三井説明員　御質問に順次お答えい

たしたいと思います。第一のあつせんの問題であります。私は先ほどから少しはあつせんという言葉を用いて参つたのでありますが、先生の御意見によれば、専売公社は塩専売法によって生殺与奪の権限を持っているから、あつせんというような第三者の立場でなしに、何というか、もっと直接の立場をとつてこの問題を処理すべきではないかという問題であります。先生の言われるように、塩専売については公社が権限を持って行なっております。塩専売法で認められました公社の権限は、相当広範囲に及んでおるのであります。しかし御承知の通り、専売公社の塩専売法上の権限は、つまり塩業者に對する権限というものは、塩専売法に規定された範囲にとどまらなければならぬのであります。その規定を越えて塩業者を強制する、あるいは命令するということは出来ないものであります。私もこの問題について、塩業組合の幹部の方々ともしばしばお会いいたしております。こういうことを申し上げていいか悪いかは別であります。

すが、ずいぶん強い言葉で組合の幹部に對してこの問題の處理を望んでおります。しかし、これはどこまでも私の希望であり、つまりは先ほどから申し上げてあるあつせんなのであります。法律に基いた命令権が公社にあるわけでもなし、指示権があるわけでもない。組合が金は出しませんと言へば、組合に命令して金を出させる方法はないのであります。そういうことを言う組合には、ほかの何らかの対処手段を講ずべきであるということはあるいはお考えかもしれませんけれども、その点はよほど慎重に扱わなければならぬ問題であります。公社のあつせんに従わないから、一方で引き取らないでやらすにおくということをしてないことは、申すまでもないことであります。そういう意味で、私もどなたもいたしましては、許された、法律に基かないあつせんの範圍において、公社といたしましては、どこまでも両者の間の取りなしを行いたいということを考へておるのであります。その点もう少し何らかの權限が許されておるならば、われわれももう少し組合に對して強いことが言えるだろうということとは承知いたしておりますけれども、実情はそういうことであります。

きませんで、ますます事態が悪化して今日に至るといったようなことになりました。今から御判斷願いますれば、まことにタイム・リヒットを心得ないということになるのでありますけれども、私もどなたもいたしましては、その点十分な努力をいたして参つたつもりでございます。

それからその次は、今考へておるような方法のほか何か方法はないかというお尋ねであります。私もどなたもいたしまして、もちろんあらゆる可能な方法を考へまして、いろいろと研究はいたしましたけれども、結局仕事を失つて参りまする会社に對しましてやれることは、組合を説得して、組合から何らかの意味におきましての直接あるいは間接に金を出させる以外には、方法がないのであります。先ほどから申しておるように、もうだめだという事態に何へんも追い込まれておりますけれども、なおそれをあきらめずにあつせんを續けておるような次第なのであります。私どもの誠意を十分にお認めいただきたいと思つております。

それから最後のお話は、暫定煎煎に合意したということ、円満に合意がついたということのように考へておられるけれども、そういうことではないというところであります。なるほど会社と組合との間は、とかく円満を欠くようなこともあつたのでありますけれども、暫定煎煎ができることになつたり、つまり工場が完成するまでの間会社と組合との間に、当時会社と組合との間に、非常に満足をしておつたのであります。実はこの台風によつて、会社としては毀滅的な打撃を受けた。そこでもう命が終つてしまふのを

それだけ命が伸びたということ、会社側としては非常に喜んでおつたのであります。暫定煎煎につきましては、組合と会社側とは完全に話し合ひが當時ついたのであります。私もその実情を十分に承知いたしておりました。今日の模様から申しますならば、これは、全然予想もできなかったものであります。先ほど申しましたように、いよいよ仕事を失う直前になつてみますると、会社側からいろいろと注文が出て参つたような次第なのであります。

○横山委員 時間がありませんから、結論だけ申し上げておきます。私もとにかく会社の言ひ分ばかり正しいとは思つておりませんが、今のあなたの御意見は多くの異なつた意見を持つております。三井さん、私が申し上げたように、各省のやつてゐる企業整備のあり方について、一別の角度から研究してもらいたいと思ふ。私もやつたことについて、つづれようが何だろうかそれは責任ありません、それは会社と組合の問題です、けんかが起ればあつせんはいたします。一言で言へばこういうような態度は、あらゆる企業整備の政府の施策と全く異つた態度です。これはいけません。先ほどの春日委員に對する御答弁で解決したと思われないし、非常に残念だから、これから九月に出た案を乗り越えてやるといふ点についてはずつといたしますが、その基盤となる考え方について、あらためてまた本委員会なり適當な機会にただした唯一の鶏まで差し押えられてゐる。こういうことで、整備される企業として

はあまりに手ひどい結果になつてゐる。善処を強く要望いたしまして、私の質問は一応打ち切ることになつたします。

○三井説明員 一言だけ申し上げたいと思ひます。先生が言われたような、企業整備について私に間違つた考へを持つてゐるということがあれば、公社といたしまして、これ以上のごあつせんはお約束いたさないわけでありまして、私が今日の席でもつて、これだけの言葉を尽して、さらにあつせんを續續して何とかして両者の円満な話し合ひをつけさせたいと申してゐるのは、私が、やはり企業整備につきまして、先生と根本的に違つた考へを持つておらないからであります。ただこの場合、從來ほかに例のあつた場合もありませんが、法律に基いて補償金を出すとかいつたような措置がとれないので、われわれに許された範圍内において、できるだけの誠意をもつてこの事態を處理したい、こう申し上げてゐるわけでありまして、その点一つ御了承を得たいと思ひます。

○石村委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は明五日本曜日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

(参照)
在外公債の處理に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書
昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書
国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内

閣提出、参議院送付)に関する報告書
(別冊附録に掲載)

昭和三十一年十二月七日印刷

昭和三十一年十二月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局